

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」とする。後掲の参考条文参照。）は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」を目的としている（同法第1条）。

風営法4条2項2号に規定する地域としてA県の条例においては、大学、児童福祉施設、図書館、博物館、病院等の保全対象施設の敷地から70メートル以内の地域で、いわゆる性風俗店の営業を禁止している。A県の都市部の多くは狭い盆地にあり、保全対象施設の全てが市街地の中心部にある。そこで、山裾の営業禁止規制のかからないギリギリの距離に歓楽街が広がっており、性風俗店が何軒も営業している状況である。

性風俗店へ客を案内する風俗案内所は、一般に性風俗店よりも目立つ外観を持つものが多いところ、とりわけA県の風俗案内所はその派手さが有名であり、きらびやかな装飾を施されたガラス張りの風俗案内所が歓楽街で営業している。中に飾られている写真も外からよく見え、地域生活環境や青少年への悪影響を危惧する住民から苦情が寄せられてきた。また、過去には、違法な性風俗店との結びつきも生じている。近年、A県における風俗営業所の数は増加の傾向にあり、地域社会の大きな問題となっていた。

風営法自体は風俗案内所に規制を設けているわけではないが、上記問題に対応するためにA県では、「風俗案内所に起因する、県民に著しく不安を覚えさせ、又は不快の念を起こさせる行為、犯罪を助長する行為等に対し必要な規制を行うことにより、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の安全で安心な生活環境を確保すること」を目的として、風俗案内所の営業を許可制とし、許可条件として大学、児童福祉施設、図書館、博物館、病院等の保全対象施設の敷地から200メートル以上離れていることを求める条例案を検討している。

以上に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、憲法21条及び憲法94条に関する問題は論じなくともよい。

(参考条文)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
（抄）

(目的)

第 1 条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

(許可の基準)

第 4 条 2 項 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

．．．

2 号 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

民法（配点 100 点）

次の問 1～3 につき、設例を読んで、その後に続く問題に答えなさい。

問 1

（配点：40 点）

令和 5 年 4 月 17 日に B がデパートの展示会から A が所有する市場価格 1000 万円の純金製の茶碗（以下「甲」という）を窃取した。

同日、B が借金を返済するためにお金が必要であり亡き父から相続したものであると嘘をつき、和食器専門店を営んでいた知人 C に甲を 700 万円で売り渡した。

その後、C は甲に 1000 万円の値札をつけて店頭陳列した。

陳列中の甲の所有権の帰属について、論じなさい。

なお、本問では問 2 の事実を考慮しないこと。

問 2

（配点：20 点）

問 1 の甲が盗まれてから 1 ヶ月が経過した頃、事情を知らなかった D が C の店舗を訪れ、甲を 1000 万円で購入し、自宅の床の間に飾った。

しかし、その 1 週間後、D がニュースで甲が盗品であることを知るに至り、任意に甲を警察に提出した。

証拠品の鑑定が終わると、警察が D に相談することなく甲を A に返還した。

D が A に対して甲を購入するために支払った代価の弁償を請求できるかどうかについて、論じなさい。

問 3

（配点：40 点）

X はその経営する美術館で展示するために高価な絵画（以下「乙」という）を所有者 Y から賃借していた。

運転資金に困った X は乙の所有者であると偽って乙の所有権を Z に譲渡し、展示会が終わるまで甲を賃借することについて Z と合意した。

展示中の乙の所有権の帰属について、必要に応じて場合分けをして、論じなさい。

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X・Y の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- 1 元暴走族のメンバーである X（27 歳男性・身長 170cm・体重 60kg）は、いわゆる名簿業者から購入した「闇リスト」（不正なルートで収集された情報をもとに作成された名簿であって、高齢者の氏名や住所、電話番号等が記載されているもの）に載っている高齢者に対して電話をかけ、その家族構成や生活時間、自宅に現金や貴金属を保管しているか等を確認めた上で、インターネット上の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）において、「闇バイト募集」等と称してメンバーを募り、家主の留守を狙って空き巣に入り、家主等に発見された場合は、これに対し暴行・脅迫を加えて金品を得るということを繰り返していた。
- 2 某日、X は、高齢者 A（82 歳男性・身長 160cm・体重 57kg）の自宅に電話をかけ、テレビ局の職員を装い、「いま日本人のタンス預金の実態について取材をしている。」等と嘘を言い、A が自宅において一人暮らしをしており、数百万円の現金を保管していることを知った。
- 3 X は、A 宅に強盗に入り、現金を奪うことを思い立ち、実行役を募るため、SNS に「超高額、簡単な闇バイト。即日即金。」という文言の書き込みをした。すると、数日後に、Y（23 歳男性・身長 178cm・体重 80kg）が X にダイレクトメッセージを送ってきた。X はその日のうちに Y に連絡を取り、「S 県の老人 A が自宅の金庫に数百万円を保管しているという確かな情報を得た。A の家に押し入って、A を脅して現金を奪ってこないか。A の住所や A が自宅にいる時間は教える。必要な道具もこちらで揃えてやる。奪った現金の半分はお前のものにしていい。」と言い、生活に窮していた Y は、X の提案に強い魅力を感じて、これを承諾した。その翌日、X は Y と面会し、X は、Y に対して、A の自宅の住所を記した紙、玄関ドアの開錠道具、登山ナイフ（刃体の長さ約 12 センチメートル）、懐中電灯、覆面等（以下、「道具」という。）を手渡した。
- 4 Y は、その 3 日後の深夜に A 宅に押し込み強盗に入ることを決意した。ところが、当日、Y は、X から受け取った上記の道具を所持して A 宅に向か

い、A 宅付近の路上まで至ったものの、Y は、A から奪った現金を独り占めすることを思いつき、X に電話をかけ、「いま A の家の近くまで来たのですが、近くを警官が何人かうろついています。どうやら A にアポ電だとバレたみたいです。」と嘘をついた。Y は、ひそかに強盗を実行して現金を奪って逃走するつもりであったが、X は、「わかった、仕方がない。この計画は中止だな。今回の話はなかったことにする。道具は返せ。それから、今回のことは誰にも話すなよ。もしも逆らったら組織の連中が黙っていないからな。」と Y に指示した。これに対して、Y は「分かりました。」と言い、電話を切った。

- 5 翌日に Y は X の指示通りに道具を X に返却した。しかしながら、Y は、A 宅から現金を奪うことを諦めきれず、数日後に再び A 宅を訪れたところ、人の気配がなかったため、リビングルームの窓ガラスを破るなどして、A 宅内に立ち入った。
- 6 Y は、A 宅内のリビングルームにおいて、金品が保管されていると思われるチェストの方に行きかけたが、物音がしたため、リビングルームから出て玄関につながる廊下へ出たところ、ちょうど帰宅した A と鉢合わせになった、Y は、A が 110 番通報して自分が警察に捕まることを恐れ、廊下に立っていた A の右肩付近を平手で強く突いて A を転倒させ、A 宅玄関から出て逃走した。A は転倒した際に頭部を床に打ちつけ、加療 3 週間を要する頭部打撲傷を負った。

[このページは空白です。]